熊谷市病児 • 病後児保育事業実施要綱

第1章 総則

第2章 病児保育・病後児保育

第3章 送迎病児保育

第4章 実施報告

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、病気又は病気の回復期にある児童を施設で一時的に 預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、 児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(事業類型)

- 第2条 病児・病後児保育事業の類型は、次に掲げるものとする。
 - (1) 病児保育 児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、当該児童を医療機関又は保育所に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設(以下「実施施設」という。) において一時的に保育する事業
 - (2) 病後児保育 児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を実施施設において一時的に保育する事業
 - (3) 送迎病児保育 病児保育において、看護師、准看護師、保健師若しくは助産師(以下「看護師等」という。)又は保育士を配置し、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業又は認可外保育施設(以下「保育所等」という。)において保育中に体調不良となった児童を送迎し、実施施設において一時的に保育する事業(実施方法)
- 第3条 病児・病後児保育事業は、市が実施するものとする。ただし、事業の全部又は一部を実施施設を設置する者(以下「事業者」という。)

に委託して実施することができる。

2 前項ただし書の規定により、病児保育、病後児保育及び送迎病児保育 を委託するときは、熊谷市病児・病後児保育事業業務委託契約書により、 契約を締結するものとする。

(利用時間及び休日)

- 第4条 病児保育、病後児保育及び送迎病児保育の利用時間は、原則として午前8時から午後6時までとする。ただし、実施施設の管理者(以下「施設管理者」という。)が特に必要と認める場合は、市長と協議の上、利用日又は利用時間を変更することができる。
- 2 実施施設の休日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第 2 章 病児保育·病後児保育

(対象児童)

- 第5条 病児保育及び病後児保育の対象となる児童は、次の各号のいずれ にも該当する児童とする。
 - (1) 市内に住所を有するおおむね10歳未満の児童
 - (2) 利用日初日に生後6月を経過している児童
 - (3) 病気又は病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な児童
 - (4) 保護者等が勤務等により、家庭において保育が困難な児童
 - (5) 病児保育及び病後児保育の利用が可能であると医師が認める児童
- 2 前項の規定にかかわらず、事業の対象となる児童が医療措置を必要とする急性期の病気又は他の児童への感染のおそれのある感染症を有する児童である場合において、施設管理者が実施施設における保育が困難と認めるときは、事業の対象者としない。

(利用期間)

第6条 病児保育及び病後児保育の利用期間は、1回につき7日間までとする。ただし、児童の健康状態について医師の判断及び保護者の状況により必要と認められるときは、当該期間を延長することができる。

(利用定員)

第7条 病児保育及び病後児保育の実施施設の利用定員は、4人以上8人までとする。

(実施施設の要件)

- 第8条 実施施設は、次の各号に掲げる基準を満たす施設で、市長が認め たものとする。
 - (1) 保育室の床面積は、児童1人当たり1.98平方メートル以上とし、 1室8平方メートルを下回らないこと。
 - (2) 児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室の床面積は、 児童1人当たり1.65平方メートル以上とすること。
 - (3) 病児保育及び病後児保育の実施に必要な調理室及び調乳室を有すること。ただし、専用の調理室を設けられない場合は、本体施設等の調理室と兼用するとともに、専用の調乳室を設けられない場合は、実施施設の一部を調乳場としても差し支えないこと。
 - (4) その他病児保育及び病後児保育の実施に必要な設備及び備品を有すること。
- 2 実施施設は、病児保育及び病後児保育を円滑に実施するため、次のと おり職員を配置しなければならない。
 - (1) 病児・病後児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。
 - (2) 病児・病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
- 3 職員の資格に関する書類は、市長に提出しなければならない。

(実施施設の留意事項)

第9条 実施施設は、児童を受け入れるに当たっては、次の事項に留意し

なければならない。

- (1) 保育所保育指針に準拠して保育を行うこと。
- (2) 協力医療機関との連携を図り、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制を確保すること。
- (3) 医療機関の医師により、病児保育又は病後児保育の対象として受け 入れ可能な児童である旨の確認を受けること。
- (4) 体温の管理等の健康状態の的確な把握を行い、児童の病状に応じて 安静を保てるような処遇内容を工夫すること。
- (5) 他の児童への感染の防止に努めること。

(利用登録)

- 第10条 病児保育又は病後児保育の利用を希望する児童の保護者は、あらかじめ熊谷市病児・病後児保育事業利用登録申請書(様式第1号)を 実施施設を通じて市長に提出するものとする。
- 2 保護者は、前項の規定により登録した事項に変更が生じたときは、そ の旨を実施施設を通じて市長に申し出なければならない。

(病児保育及び病後児保育の利用申込み)

- 第11条 保護者は、病児保育及び病後児保育を利用しようとするときは、 事前に児童の氏名、病状その他必要な情報を実施施設に告げ、利用の予 約を行うとともに、利用を希望する日までに実施施設を通じて、熊谷市 病児・病後児保育事業利用申請書(様式第2号)及び診療情報提供書(様 式第3号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要性の適否を審査 し、当該児童の保護者に対し熊谷市病児・病後児保育事業利用承諾通知 書(様式第4号)を交付するものとする。ただし、不適当と認めた場合 は、申込者に対しその理由を示し、利用を不承諾することができるもの とする。
- 3 緊急を要する場合は、第1項の利用申請書及び診療情報提供書の提出 は、事後であっても差し支えないものとする。

4 第6条ただし書の規定により、病児保育及び病後児保育の利用期間を延長しようとするときは、事前に施設管理者の承諾を得て熊谷市病児・病後児保育事業利用延長届(様式第5号)により、市長に届け出るものとする。

(費用負担)

- 第12条 病児保育及び病後児保育を利用する児童の保護者は、病児保育 及び病後児保育の実施に係る費用の一部として、児童1人につき1日当 たり2,000円の利用料を直接事業者又は施設管理者に支払うものと する。ただし、医療費及び飲食物等に係る費用については、病児・病後 児保育を利用する児童の保護者が負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号) による被保護世帯に属する旨を証する書類を提示したときは、利用料の 支払いを要しないものとする。

(利用の中止)

- 第13条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、病児保育及び病後児保育の利用を中止することができる。
 - (1) 児童が病児保育及び病後児保育の対象に該当しなくなったとき。
 - (2) 児童の病状変化等により実施施設での対応が著しく困難になったとき。
 - (3) 利用者が施設管理者の指示に従わないとき。
 - (4) その他やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 施設管理者は、前項の規定により病児保育又は病後児保育を中止した ときは、熊谷市病児・病後児保育事業中止届(様式第6号)により、市 長に届け出るものとする。

第3章 送迎病児保育

(対象児童)

第14条 送迎病児保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当

する児童とする。

- (1) 市内に住所を有する就学前の児童
- (2) 利用日に生後6月を経過している児童
- (3) 通所する保育所等で体調不良となり、集団保育が困難な児童
- (4) 保護者等が勤務等により保育所等へ迎えに行くことが困難であり、 かつ、迎えに行く者がいない児童
- (5) 発熱、咳、下痢、嘔吐等の内科的疾患に罹患した児童
- 2 前項の規定にかかわらず、事業の対象となる児童が医療措置を必要と する急性期の病気又は他の児童への感染のおそれのある感染症を有する 児童である場合において、施設管理者が送迎が困難と認めるときは、事 業の対象としない。

(送迎病児保育の要件)

- 第15条 送迎病児保育の実施施設は、対象児童を通所している保育所等 へ迎えに行くときには、実施施設の職員数が不足にならないよう確認し た上で、保育士又は看護師等を1名以上、保育所等へ派遣するものとす る。
- 2 職員の資格に関する書類は、市長に提出しなければならない。 (送迎病児保育の留意事項)
- 第16条 実施施設は、送迎病児保育を実施するに当たっては、前条のほか、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 利用を希望する児童の保護者から送迎病児保育の実施依頼を受けたときは、児童が通所する保育所等に連絡し、児童の引き渡しに疑義の無いよう対応すること。
 - (2) 送迎病児保育に従事する場合は、市長が交付する身分証明書(様式第7号)を常時携帯し、相手側から要求のあったときは、これを提示すること。

(利用登録)

第17条 送迎病児保育の利用を希望する児童の保護者は、第10条の熊

谷市病児・病後児保育事業利用登録申請書(様式第1号)のほか、送迎病児保育利用同意書(様式第8号)を実施施設を通じて市長に提出するものとする。

(送迎病児保育の利用申込み)

- 第18条 保護者は、送迎病児保育を利用しようとするときは、事前に児童の氏名、通所する保育所等、病状その他必要な情報を実施施設に連絡し、利用の申出を行うとともに、実施施設を通じて、熊谷市病児・病後児保育事業利用申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要性の適否を審査 し、当該児童の保護者に対し熊谷市病児・病後児保育事業利用承諾通知 書(様式第4号)を交付するものとする。ただし、不適当と認めた場合 は、申込者に対しその理由を示し、利用を不承諾することができるもの とする。
- 3 緊急を要する場合は、第1項の利用申請書の提出は、事後であっても 差し支えないものとする。

(費用負担)

第19条 送迎病児保育の実施に係る費用のうち保育所等から病児保育の 実施施設へ児童が移動するための費用は無償とする。ただし、病児保育 の利用料、医療費及び飲食物等については、送迎病児保育を利用する児 童の保護者が負担するものとする。

(利用の中止)

- 第20条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、送迎病 児保育の利用を中止することができる。
 - (1) 児童が送迎病児保育の対象に該当しなくなったとき。
 - (2) 児童の病状変化等により実施施設での対応が著しく困難になったとき。
 - (3) 利用者が施設管理者の指示に従わないとき。
 - (4) その他やむを得ない理由が生じたとき。

第4章 実施報告

(実施報告書の提出)

第21条 事業者は、病児保育、病後児保育及び送迎病児保育の実施状況 を熊谷市病児・病後児保育事業実施報告書(様式第9号)により、年度 前期の報告を10月末日、年度後期の報告を翌年度4月末日までに市長 に報告しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、決裁の日から施行し、改定後の熊谷市病後児保育事業実施 要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決裁の日から施行し、改定後の熊谷市病後児保育事業実施 要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当 分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第10条関係)

※市及び実施施設で児童の情報を共有します。

熊谷市病児・病後児保育事業利用登録申請書

熊谷市長	宛									年	F	1	日
ふりがな				月	引 お子	さん	の愛称	生	年月日		年	月	目
児童氏名				\$	Z			年	- 齢		歳		か月
	43	氏 名			•		携帯電	話		_		_	
	父	勤務先名・	部署				勤務先	電話	f	_		_	
/□ =# ±/.	ы	氏 名					携帯電	話		_		_	
保護者	母	勤務先名・	部署				勤務先	電記	f	_		_	
	住所	₹	_	熊	谷市				電話	i	_	_	
	兄弟	いない	・いる	(歳:	男・女	ζ)						
	1 電	話番号	_		_		ń	売柄					
緊急	2 電	話番号	_		_		ń	売柄					
連絡先	保育所·幼	稚園・学校名				電話	番号		_		_		
	カュカュり	つけ医				電話	番号		_		_		
	1歳半	までの方に	は記入して	くださ	えい。								
3% \+.	検診で指摘を受けたことはありますか (る												
発達	出生時体重 g			在	E 胎 週			首(のすわ	り		ħ	沙月
	おすわ	り	か月	一人	歩き		か月	栄	養法	÷ (‡		、工・	混合)
	B型肝炎	€ □無 □1 [回(年	月)口	□2回(年	月) 🗆 3 🛭	回 (年	月)	□追加(年	月)
	H i b	□無 □1 [回(年	月)口	□2回(年	月) 🗆 3 🛭	回 (年	月)	□追加(年	月)
	肺炎球菌	5 □無 □1 □	回(年	月)[□2回(年	月) 🗆 3 🛭	回 (年	月)	□追加(年	月)
	ロタウイ	'ルス □無	□1回(年	月) □2[回 (年 月) 🗆 3	回 (年	月)		
予防	四種混合	↑ □無 □1 □	回(年	月)口	□2回(年	月) 🗆 3 🛭	回(年	月)	□追加(年	月)
接種	ポリオー	□無 □1回	(年	月)口	2回(年	月) B	СG	□無 [□済(年	月)	
	麻しん	麻しん (はしか)・風しん混合 □無 □1回 (年 月) □2回 (年 月)											
	日本脳炎	€ □無 □1 [回(年	月)	□2回(年	月)口	追加	(年	i)	月)		
	水 痘 [□無 □1回	(年	月)口	2回 (年	月)						
	おたふく	□無 □1 □	回(年	月)	□2回(年	月) そ	の他	()
	麻しん((はしか):	歳	52月	水痘:		歳か	月 ·	百日咳	:	歳	ţ	か月
感染	突発性發	発疹:	歳	52月	風しん:		歳か	月 :	おたふ・	< :	Ē	裁	か月
症歴	B型肝	炎:	j	敍	カンノ	月 (キャリア	·- •	キャリ	リアー	ーでなり	١)	
71上厅E	熱性け	いれんの有	有無 (あ	る・な	い)	ダイ゛	アップのラ	利用	(ある	ろ・ た	ない)		
	今まで	に大きな症	対気になっ	たこと	こがあり	ます	か(はい	٠ · ١	いれえ) 詳	細:		
アレルキ゛ー	食物:	ない・あ	る(品名	:) そ	の他	1:				

登録番号_____

様式第2号(第11条関係)

熊谷市病児·病後児保育事業利用申請書

年 月 日

熊谷市長 宛

申請者 住所 (保護者) 氏名

病児保育、病後児保育及び送迎病児保育の利用について、下記のとおり申請します。

記

	<i>,,</i>							
ふ り が な		男	生年月日			年	月	日
対象児童氏名		女	年齢			歳		か月
家庭での保育	1 勤務の都合 2 冠婚葬祭		3 傷病	4	出産			
が困難な理由	5 その他()				
利用期間	年 月 日	~	_ 4	丰	月	月		
利用希望時間	時 分	. ~	, B	寺	分			
利用希望区分	病児保育 • 病	後児	保育 •	送近	加病児	保育		
取名油物件	事前登録時と変更 あり・	な	:L					
緊急連絡先	(ありのとき) 連絡先電話 ()	E	 毛名			
保育所・幼稚園・学校名		電話	i	()			
医 嵌 挑 則 夕		電話	i	()			
医療機関名	医 師 名							
	病 名 ()
病気の経過	服薬あり・なし							
	 (児童のことで特に伝えたいこと、保護者以外の力	が加っ	た本を担今 から) T to 2	ス七の夕前	うわ ビデ部	コノだ	410)
	(元里のことで何にはんたいこと、体験年が外の人) //* だん	に木勿勿口、煙人	LIL不信	J/JV/IIIII]/4 C ← lt	1/(\/ /=	C ('0)
留意事項等								
	1 生活保護世帯(生活保護受給	者証る	を提示してく	ださ	い。)			
世帯区分	2 その他の世帯							
L	1							

診療情報提供書

年 月 日

ふりがな		性	男	生年				
児童氏名		別	女	月日	年	月	日	生
住 所	熊谷市							

下記の病名、症状等に○印をお付けください。

1 80 1 714	1、 / 型 / (1 (= 0) 0 (1 = 1 1	,,						
	1 感冒・感冒様症候群	8 自家中毒	15 流行性耳下腺炎					
	2 咽頭炎	9 中耳炎・外耳炎	16 麻疹					
	3 扁桃腺炎	10 結膜炎(流行性角膜炎を含む。)	17 水痘					
傷病名	4 気管支炎 11 膿痂疹 18 百日咳							
	5 喘息・喘息性気管支炎	12 突発性発疹症	19 風疹					
	6 消化不良	13 手足口病	20 その他					
	7 感冒性嘔吐症	14 伝染性紅斑	()					
症状	発熱・下痢・嘔吐・咳嗽	水・喘鳴・発疹・その他()					
初発・再発	初発 ・ 再発	(初発 年 月 日)						
	1 ベッド上安静 2	隔離室で隔離						
安静度	3 室内安静(ベッドでの生	活が主、他児との静かな遊びは可)						
	4 室内保育(他児と室内で	普通に遊んで良い)						
A 車	1 ミルク 2 離乳食	(前期・中期・後期) 3 幼児	 食					
食事	4 下痢食 5 アレルギー食 6 その他 ()							
処方内容								
利用区分		cの急変は認められないが、病気の回っ の回復期であり、集団保育が困難で						

本児童は、上記病気にあり病児・病後児保育事業を利用することが可能と思われます。

医療機関名

医 師 名

様式第4号(第11条関係)

熊谷市病児・病後児保育事業利用承諾通知書

 文書記号第
 号

 年
 月
 日

様

熊谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました病児・病後児保育の利用について、 次のとおり承諾しましたので、通知いたします。

利用承諾の可否	可・ 否
利用を希望する児童の氏名	
保育を実施する施設	
利用を承諾する期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、施設が事業を実施する日とする。

様式第5号(第11条関係)

熊谷市病児·病後児保育事業利用延長届

年 月 日

熊谷市長 宛

保護者

住所

氏名

病児・病後児保育の利用期間延長について、実施施設長の承諾を得ましたので、下記の とおり届け出します。

記

児童氏名									
性別		男・女							
生年月日	年 月	日(歳 か月)							
延長する期間	年 月	日()から							
	年 月	日()まで	()日間						
延長を必要と									
する理由									

上記児童の病児・病後児保育の利用延長について、承諾します。

年 月 日

施設名

施設長

様式第6号(第13条関係)

熊谷市病児・病後児保育事業中止届

年 月 日

熊谷市長 宛

所在地名称代表者氏名

病児・病後児保育の実施について、下記のとおり中止したので届け出します。

記

児童氏名										
性別					男	•	女			
生年月日		年	月	日 (歳	月)			
利田 棚 閏		年	月	日 ()	から				
利用期間		年	月	日 ()	まで		()	日間
実利用期間		年	月	日 ()	から				
大利用期间 		年	月	日 ()	まで		()	日間
中止した理由		児童が	病児・病征	後児保育の	の対	象に	該当した	ょくな	った	ため
(該当する□		児童の	病状変化	等により	実旅	施設	での対応	が著	しく	困難になったた
にレを付して		め								
ください。)		利用者	が施設管理	理者の指	示に	従われ	ないため	5		
		その他	やむを得れ	ない理由	が生	こじた7	ため			
	(担	里由)								

(表)

No.

写

身分証明書

真

氏名生年月所属先所属先住所

上記の者は、熊谷市病児・病後児保育事業の従事者であることを証明する。

年 月 日

熊谷市長

印

(裏)

(注 意)

- 1 この証明書は、熊谷市病児・病後児保育事業従事者の身分を明確にするため常に携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、業務上関係者から請求があったときは、提示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 証明書を紛失又は損傷した時は、速やかに所定の手続を経て再発行を受けなければならない。
- 5 資格を失ったときは、直ちに返納しなければならない。
- 6 この証明書の有効期限は、発行の日から5年間とする。

送迎病児保育利用同意書

熊谷市長 宛 実施施設長 宛

以下の重要	要事項確認項目の内容を確認し、左欄の□にチェック (☑) を付けてください。
	重要事項確認項目
	送迎病児保育は、内科的疾患(発熱・咳・下痢・嘔吐等)が対象となります
	ので、打撲や裂傷等の外傷性の損傷での利用はできません。
	病児保育室の利用状況により、保育室が確保できない等の理由により送迎
	病児保育をお断りする場合があります。
	子どもが啼泣(ていきゅう)の状態でも、病状を優先して送迎病児保育が実
	施されます。
	入室前診察は、病児保育を実施する医療機関で行います。退室後、必要時に
	は、かかりつけ医を受診してください。
	診断により保護者の保護が必要とされた場合は、病児保育室でのお預かり
	が出来ませんので、直ちに迎えに来てください。
	病状により、採血やエックス線検査、又は処置治療が必要とされた場合は、
	電話による実施の確認又は医療機関に来ていただく場合があります。
	入院加療が必要とされた場合は、直ちに迎えに来てください。
	病状が更に悪化し、再度医師の診察が必要と判断された場合、保護者にお迎
	えをお願いする場合があります。
	緊急を要する場合は、保護者の了解を得ないままに医療機関に搬送し、受診
	治療措置を行う場合があります。
	病児保育料・診察諸経費等については、病児保育室へのお迎えの際に精算く
	ださい。 送迎中に受傷や損害・障害が生じた場合の補償は、送迎車両の加入している
	保険が適用されます。 住民登録台帳等、利用者及び保護者の情報を、熊谷市を通じて調査すること
	住民登録中帳等、利用有及び保護有の情報を、無谷川を通して調査すること があります。
	がめりより。 病児保育室でのお子様の引き渡しは、身元が証明された方のみとなります。
	アヤリノニルトト月主(シンネシ)1 イホッンク で仮しルム、ガルル゚唖サリでオレルニクリがみとなりより。
	 熊谷市病児・病後児保育利用登録申請書等に記載された内容について、保育
	園等と情報を共有することがあります。
	MACIUM CV ロンのCCM M// なり。

送迎病児保育は救急搬送の医療とは明確に異なること、また、面識のない大人に知らな い場所へ連れて行かれることは、子どもの心身への負担が大きいことを十分に理解したう えで、上記の内容について同意いたします。

年	月	日	
			住 所
児童名			保護者名(自署)

様式第9号(第21条関係)

熊谷市病児・病後児保育事業実施報告書

年 月 日

熊谷市長 宛

所在地名称代表者氏名

(EJI)

病児・病後児保育事業の実施状況について、次のとおり報告します。

1 報告対象月 年 月 ~ 年 月

2 実施日数 日

3 新規登録者数 人

4 利用状況

月	日数 (日)	児童数 (人)	うち 送迎病 児保育 利用数 (人)	病	名	等	備考
月							
月							
月							
月							
月							
月							
合計							